

## 小委員会における論点

### 1. リスクベース・アプローチ

テクノロジーの進化を背景に決済サービス・主体が多様化する中で、割賦販売法においても、リスクに応じ段階的に柔軟な規制を行う「リスクベース・アプローチ」の考え方を導入するという考え方があるが、この点についてどのように考えるか。特に、少額・低リスクなサービスを提供する事業者には、リスクに応じた相応の規制を課すことについてどのように考えるか。

### 2. 技術を活用した消費者保護の精緻化(性能規定)

近時のテクノロジーの進展に鑑み、画一的な規定によるのではなく、技術に基づくイノベーションを促進することで消費者保護をより精緻化することができるのではないか。

与信審査における技術・ノウハウの活用の視点や、性能規定の考え方を踏まえ、従来の支払可能見込額調査の体系について、どのように考えるべきか。

### 3. 決済横断法制論に対する考え方

未来投資会議中間整理におけるフィンテック事業者等の新規参入促進という要請に迅速に対応する観点を踏まえ、どのように対応することが適切か。

### 4. 決済情報の利活用の促進

クレジット分野においても、オープンイノベーションによる新たな付加価値やサービスを積極的に創出するため、クレジットカード会社におけるオープン API 戦略を後押しし、より一層の API 開放を進めるための方策が必要ではないか。

また、決済情報の利活用を通じた新たなビジネスモデルの構築の可能性が考えられるのではないか。

### 5. RegTech/SupTech の推進

技術の活用により、事業者側での法規制対応や行政側での検査・監督を効率化・高度化し、消費者保護を進める観点から RegTech・SupTech を推進していくことが考えられるのではないか。

### 6. 時代の要請を受けた消費者保護の深化

例えば、成年年齢の引き下げなど、消費者保護を巡る環境変化の中で、時代の要請を受けた消費者保護の深化が求められるのではないか。こうした取組は、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方を検討する際のセーフティネットとしても重要ではないか。